

見附市告示第61号

見附市診療所新規開業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市診療所新規開業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
見附市診療所新規開業等支援事業補助金交付要綱（令和2年見附市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「500万円」を「600万円」に改め、同条第2号中「500万円」を「600万円」に、「250万円」を「300万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。